

令和8年度 放課後児童クラブの入所登録申請について

■入所申請について

入所申請書(様式第1号)を下記窓口に提出して下さい。継続利用の方も毎年申請が必要です。(注) 北部小学校区の利用場所について、申込み状況によりご希望に添えない場合があります。

申請受付 10月1日(水) から 10月31日(金) まで申請を受け付けます。

申請窓口 ①現在利用中の各児童クラブ | 受付時間 14時～17時30分(月～金)
②市役所子育て支援課、八坂支所、美麻支所 | 受付時間 9時～17時15分

初めて児童クラブを利用する方は、申請書と添付書類をすべてそろえた上で、下記の場所へ申請してください。

- ・北部小学校区の方 ・市役所3階子育て支援課
- ・南部小学校区の方 ・現：南小児童クラブへ(ふれあいプラザ内)
- ・八坂・美麻各小学校の方 ・八坂・美麻小各児童クラブへ

利用料 月額1,000円(登録2人目以降・ひとり親世帯 月額500円)
(延長利用する場合は別途料金がかかります。)

※入所決定後、期日までにコドモンアプリ内で口座振替の手続きをお願いします。

申請書 ・各申請窓口でお受け取り下さい。
・市ホームページからダウンロードもできます。
大町市ホームページ > 目的で探す > 子育て・教育 > 子育て > 児童クラブ



添付書類 【初めて児童クラブを利用する方】

- ・ご家族全員分(保護者及び同居する65歳未満の方)の就労証明書

【令和7年度から引き続き令和8年度も児童クラブを利用する方】

令和7年度の入所申請時に就労証明書等を提出済の方は再度就労証明書等の提出は不要です。

ただし、次のいずれかに該当する方は、就労証明書等の書類を提出してください。

- ・令和7年度の申請時において、添付書類が不足している方
- ・就労条件や転職により就労先の変更があった方

※必ず入所申請書と一緒に提出してください。

※自営業・農業等の方は、確定申告書の写しも提出してください。

※申請書類がすべて揃っていない場合は、申請を受け付けることが出来ません。

※申請内容が事実と異なることが判明した場合は、入所を許可できません。

※就労等により保護者が不在となるご家庭以外で、介護等やむを得ない事情で児童クラブの利用をご希望される方は、子育て支援課までご相談ください。

※きょうだい関係で下の子が保育園(認定こども園含む)を利用または申込みをする場合、後日、園にも就労証明書等の提出が必要です。

■延長利用申請について

延長利用登録を希望する場合は、入所申請書と共に延長利用申請書(様式第3号)を提出してください。

申請受付 10月1日(水) から 10月31日(金) まで申請を受け付けます。

申請窓口 入所登録申請受付窓口と同じ(入所申請書と共に提出してください。)

利用可能日時 学校休業日(夏休みや振替休業日等)及び土曜日
7時30分～8時(30分間)

利用料 100円/人・回(登録2人目以降・ひとり親世帯 50円/人・回)
※延長利用の登録をしていない方、または延長利用の登録が不可となった方で延長利用する場合は、200円/人・回
(延長利用する前日の17時までに児童クラブへ連絡してください)

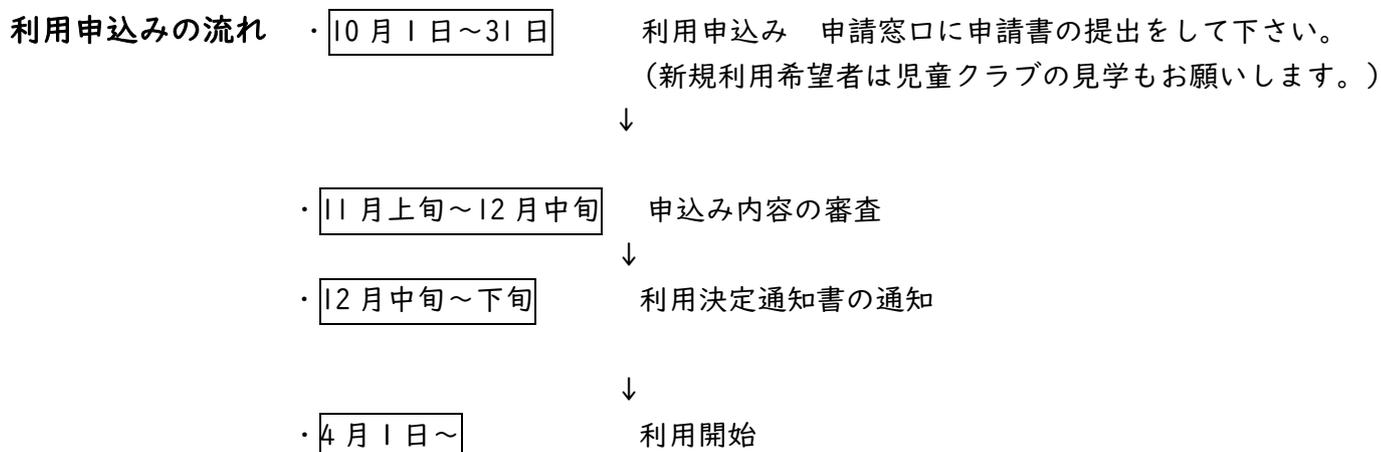
利用可能場所

- ・北部小児童クラブ
- ・北部小児童クラブ(分室)
- ・南部小児童クラブ

※八坂児童クラブ・美麻児童クラブでは延長利用はできません。

■利用申込みの流れについて

申込みから利用までの流れは次のとおりです。



※入所決定通知書到着後、コドモンアプリへの登録(口座登録含む)をお願いします。

■令和8年度の児童クラブ開始日

4月1日（水）8時から。各児童クラブでの利用になります。

■注意事項

次の注意事項を必ずご一読ください。

- 随時申請を受付けることも可能ですが、希望の利用日から入所できない場合があります。
なるべく受付期間内に申請書の提出をお願いいたします。
- 就労による申請の場合は、就労証明書等の提出が必要となりますのでご注意ください。
- 自営業・農業等の方は、就労証明書と共に確定申告書等の写しをご提出ください。
- 北部小学校区における児童クラブ利用場所について、申し込み状況によりご希望に添えない場合があります。あらかじめご了承ください。
- 申請内容の確認のため、審査期間内にお問合せさせていただくことがございますので、あらかじめご了承ください。
- 入所決定通知書到着後、必ずコドモンアプリへの登録をお願いします。（登録がないと児童クラブからのおたより等を受け取ることができません。）
- 利用登録後、勤務先や就労条件等が変更になった場合は、変更後の就労証明書等を必ず提出してください。
- 次に該当するときは、入所を制限又は取り消す可能性があります。
 - (1) 保護者の方が就労していないなど、規定する要件を欠いたとき。
 - (2) 児童の疾病その他の事由により、集団生活に適さないと認められたとき。
 - (3) 児童クラブの管理運営上支障があると認められたとき。
 - (4) 利用料金等を滞納したとき。
- 児童の集団生活における状況等を把握するため、小学校等の関係機関と情報交換や情報共有する場合があります。

上記以外にも各クラブでの決まり事などがありますので、心配な事やご不明な点がありましたら、各クラブ支援員または子育て支援課までご連絡ください。

大町市民生部 子育て支援課 子育て支援係
TEL:0261-22-0420（内線：685・757）